

令和 7 年 3 月 2 6 日

茅ヶ崎市立小和田公民館運営審議会
会長 新井 昭子 様

茅ヶ崎市立小和田公民館
担当課長兼館長 浅井 志子

茅ヶ崎市立小和田公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第 29 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

公民館事業への参加と地域の担い手不足の解消について

2 理由

令和 6 年度の小和田公民館の利用者数は、定期的に利用する固定客に支えられ、コロナウイルス感染症の影響が残っていた前年より微増しました。

窓口及び電話等でお問い合わせがあれば、既存利用団体を紹介し、新しく何かを始めたい地域の方と仲間を募集している利用団体の橋渡しは積極的に行っているところですが、なかなか新たなメンバーの加入がない団体もあり、メンバーの高齢化等の理由により、これまでの活発な活動が難しくなってきた団体が増えてきた印象があります。一方で、若い子育て世代の新規登録が若干ではありますが、増えてきました。

現代の風潮として、自分たちの活動はしたいが、何かに属するのは新たな役割を担わされるのではというマイナスイメージが先行し、公民館まつりをはじめとする公民館事業に参加したいと思ってくれる団体は減少傾向にあります。

これからの公民館に求められる役割の中には、子どもの居場所、高齢者の健康・生きがいづくり、地域の抱える課題の解決等様々あります。

近年、利用者が固定化及び減少傾向にある公民館として、新しい利用者団体を取り込みながら、より時代のニーズに合った事業企画・運営が求められており、その視点から御意見を頂きたいと考えております。

以上のことから、上記 1 の「検討を要する事項」について諮問いたしますので、御審議の上、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 令和 8 年 3 月